

2018年4月23日

各位

会社名 日興アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード：13084)
代表者名 代表取締役社長 柴田拓美
問い合わせ先 E T F 開発部 今井幸英
(TEL. 03-6447-6581)

「上場インデックスファンド世界株式（MSCI ACWI）除く日本」 重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ

当社は、「上場インデックスファンド世界株式（MSCI ACWI）除く日本」（以下、当E T Fといいます。）（証券コード：1554）におきまして、重大な約款変更を提案し、法令の規定に従い書面による決議を行なうべく、2018年5月14日を基準日と定め、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議において議決権を行使できる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、当該約款変更に係る書面決議が可決された場合、2018年7月6日に当局への届出を行ない、2018年7月30日および2018年9月26日にそれぞれ約款変更を実施する予定です。

- ・ 当E T Fは、継続して東京証券取引所に上場され、東京証券取引所を通じた当E T Fの売買方法は従来通りで変更はございません。
- ・ 重大な約款変更に係る書面決議に関する書類の送付
2018年5月14日時点での受益者（当E T Fを保有されている方）に対し、2018年6月14日に書面決議に関する書類を発送いたします。具体的な手続きおよびそれに関するお問い合わせの方法は、お送りする書類の中でご確認いただけます。
- ・ このたびの約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ございません。
約款変更について賛否を問う書面決議を行ないますが、議決権行使書類のご返信がなされない場合は、約款の規定に基づき、変更案に賛成とみなされますので、議案に賛成の受益者の方は、何もお手続きいただく必要はございません。

【約款変更（予定）に関する日程】

◎書面決議の対象受益者の確定基準日	: 2018年5月14日（月）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2018年6月29日（金）
◎書面決議日	: 2018年7月5日（木）
◎買取請求期間開始日（予定）	: 2018年7月6日（金）
◎買取請求期間終了日（予定）	: 2018年7月25日（水）
◎約款変更実施日（予定）	
新規投資対象ファンドを追加する約款変更	: 2018年7月30日（月）
既存投資対象ファンドを削除する約款変更	: 2018年9月26日（水）

日興アセットマネジメント株式会社

〒107-6242 東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

www.nikkoam.com

1. 約款変更（予定）の内容および理由

＜議案：投資対象ファンドの入替＞

当ETFについて、株価指数先物取引を活用した運用から現物株式による運用へ実質的に変更することで、つみたてNISAの対象商品に係る登録要件に適合させるため、投資対象とする投資信託証券（以下、投資対象ファンドといいます。）を現物株式による運用を行なうファンドへ入れ替えるべく、信託約款の一部に所要の変更を行なう予定です。

- ① 2018年7月30日付で、新規投資対象ファンドである「インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）」および「インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）」を追加いたします。

⇒上記の約款変更後、順次、投資対象ファンドの入替を行ないます。

- ② 2018年9月26日付で、既存投資対象ファンドである「海外先進国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）」および「海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）」を削除いたします。

◎投資対象ファンドの変更内容

【変更後①】2018年7月30日以降 ＜投資対象ファンド入替期間＞

追加型証券投資信託	インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）	受益証券
追加型証券投資信託	インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）	受益証券
追加型証券投資信託	海外先進国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）	受益証券
追加型証券投資信託	海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）	受益証券
証券投資信託	マネー・アカウント・マザーファンド	受益証券

【変更後②】2018年9月26日以降 ＜投資対象ファンド入替完了後＞

追加型証券投資信託	インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）	受益証券
追加型証券投資信託	インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）	受益証券
証券投資信託	マネー・アカウント・マザーファンド	受益証券

◎新規投資対象ファンドについて

ファンド名称	追加型証券投資信託 インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）
運用の基本方針	海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド受益証券を主要投資対象として、円換算したMSCI-KOKUSAIインデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
投資方針	主として、海外株式インデックスMSCI-KOKUSAI（ヘッジなし）マザーファンド受益証券に投資を行ない、円換算したMSCI-KOKUSAIインデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.0972%（税抜0.09%）
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2018年7月30日設定予定）

ファンド名称	追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）
運用の基本方針	海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド受益証券を主要投資対象として、円換算したMSCIエマージング・マーケット・インデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
投資方針	主として、海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド受益証券に投資を行ない、円換算したMSCIエマージング・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.0972%（税抜0.09%）
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2018年7月30日設定予定）

※なお、上記新規投資対象ファンドの各投資対象マザーファンドにおいて、デリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的明確化に関する約款変更を2018年9月26日付で実施する予定です。

◎運用管理費用（信託報酬）について

前述の議案に関する書面決議において可決された場合には、従前よりも信託報酬が低い投資対象ファンドへ入れ替えることになるため、受益者の皆様に実質的にご負担いただく信託報酬率は、投資対象ファンドの入替前後で年率0.0108%程度引き下がります。

<変更前>

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.162%（税抜0.15%）以内 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。	
		＜運用管理費用の配分（年率）＞ 上記が税抜0.15%（有価証券届出書提出日現在）の場合	
		運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
		合計	委託会社
	0.15%	0.12%	0.03%
		委託会社	委託した資金の運用の対価
		受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
		※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。	
	投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率0.108%（税抜0.1%）程度	
	実質的な負担	純資産総額に対し年率0.27%（税抜0.25%）程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。	

<変更後>

投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.162%（税抜0.15%）以内 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ＜運用管理費用の配分（年率）＞ 上記が税抜0.15%（有価証券届出書提出日現在）の場合 <table><tr><th colspan="3">運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>0.15%</td><td>0.12%</td><td>0.03%</td></tr></table> <table><tr><th>委託会社</th><th>委託した資金の運用の対価</th></tr><tr><th>受託会社</th><th>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</th></tr></table> ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			合計	委託会社	受託会社	0.15%	0.12%	0.03%	委託会社	委託した資金の運用の対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率														
	合計	委託会社	受託会社												
	0.15%	0.12%	0.03%												
	委託会社	委託した資金の運用の対価													
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価														
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率0.0972%（税抜0.09%）程度														
実質的な負担	純資産総額に対し年率0.2592%（税抜0.24%）程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。														

2. 書面決議の判定

議案に関する書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する 2018 年 5 月 14 日現在の受益権口数が、2018 年 5 月 14 日現在の受益権総口数の 3 分の 2 以上であった場合に可決されます。

3. 書面決議に反対された受益者の買取請求手続き

議案に関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、書面決議に反対された受益者は2018年7月6日から2018年7月25日までの間に、当ETFの受託会社に対して、2018年5月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

4. 約款変更の日程および手続き

日程	手続き内容
2018年5月14日（月）	< 書面決議基準日 > 当該基準日現在の受益者名簿上の受益者をもって、書面決議における議決権を行使できる受益者といたします。
2018年6月14日（木）	< 議決権行使書面の送付 > 受託銀行より議決権を行使できる受益者宛に約款変更に関する書類として「議決権行使書」、「書面決議参考書類」等を発送いたします。（受益者は保有する受益権の口数に応じて議決権を有します。） 約款変更「反対」される場合には、同封する「議決権行使書」の該当する議案の「否」の欄に丸印をつけてご返送ください。 <u>約款変更の議案にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。</u>（返送されなかったものについては、約款の規定により、賛成として取り扱われます。）
2018年6月29日（金）	< 議決権行使期限 > 議決権行使書返送の期限となり、当日までの到着分をもって有効といたします。
2018年7月5日（木）	< 書面決議 > 「重大な約款変更」の可否の決定日となります。 2018年6月29日までに到着した「議決権行使書」をもって書面決議を行います。賛成の意思表示をされた受益者が保有する2018年5月14日現在の受益権口数が、2018年5月14日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。
2018年7月6日（金）～ 2018年7月25日（水）	< 買取請求期間（予定） > 書面決議にて可決された場合、書面決議に反対の意思表示をされた受益者は当該期間に保有する受益権の買取りを受託会社に請求することができます。買取請求対象となるのは2018年5月14日時点の保有受益権のうち、買取請求時点で保有する受益権に限ります。 <u>書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。</u>
2018年7月30日（月）	< 新規投資対象ファンドを追加する約款変更実施日（予定） > 書面決議にて可決された場合、新規投資対象ファンドを追加する信託約款の変更が実施されます。
2018年9月26日（水）	< 既存投資対象ファンドを削除する約款変更実施日（予定） > 書面決議にて可決された場合、既存投資対象ファンドを削除する信託約款の変更が実施されます。

5. 約款の新旧対照表（案）

＜2018年7月30日変更実施分＞

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド世界株式（MSCI ACWI）除く日本 約款

付表

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」	(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」
(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 追加型証券投資信託 インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）受益証券 追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券 追加型証券投資信託 海外先進国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券 追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券	(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 追加型証券投資信託 海外先進国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券 追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券
(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券	(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

＜2018年9月26日変更実施分＞

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド世界株式（MSCI ACWI）除く日本 約款

付表

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」	(1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」
(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 追加型証券投資信託 インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）受益証券 追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券	(イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 追加型証券投資信託 インデックスファンド先進国株式（適格機関投資家向け）受益証券 追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券 追加型証券投資信託 海外先進国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券 追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券
(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券	(ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

以上

日興アセットマネジメント株式会社

〒107-6242 東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

www.nikkoam.com